

公益社団法人 日本薬剤師会

『個人情報漏えい保険』のご案内

(個人情報取扱事業者特約付帯)

..... 今年度改定内容

保険料がさらに安く、補償もさらにアップ、手続きがさらに簡単に！

..... 特長

- ◆ 会員専用の割安な保険料水準
- ◆ 会員専用の充実した補償内容
- ◆ 団体契約のため手続きが簡単

申込締切日 平成24年 8 月20日 (郵便局受付日)

保険期間 平成24年 9 月 1 日 午後 4 時から 1 年間

〔 中途加入については、毎月20日締切 (郵便局受付日) で翌月 1 日から平成25年 9 月 1 日午後 4 時までの保険期間となります。 〕

お問い合わせ先

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、お問い合わせ先までご照会ください。

〈本制度の窓口〉 公益社団法人 日本薬剤師会
(総務部 会計・厚生課)
〒160-8389
東京都新宿区四谷三丁目 3-1 富士・国保連ビル 7 階
(電話) 03-3353-1190 (直通) / (FAX) 03-3353-6270

〈引受保険会社〉 株式会社 損害保険ジャパン
医療・福祉開発部 第一課
〒160-8338
東京都新宿区西新宿 1-26-1
(電話) 03-3348-7629 (直通) / (FAX) 03-3348-0594
(受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで)

1. 薬局における個人情報とは？

個人情報保護法は、平成15年5月に公布（一部施行）され、平成17年4月に全面施行されましたが、IT化の促進、それを受けた情報伝達手段の高度化等を背景に、個人情報の取扱いに関する意識が急速に高まっています。

個人情報については、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、適正な取扱いを図る必要がありますが、医療分野は、取り扱う個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の1つであるとされています。また、最近は医療機関での個人情報の漏えいがマスコミで取り上げられることもあります。

なぜ薬局における個人情報が注目されるのでしょうか？

～薬局の特殊性～

◆情報の蓄積によりリスクが集積する

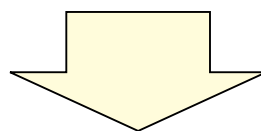
- 厚生労働省のガイドラインには、安全管理措置や従事者の管理についての記載があり、個人情報の管理責任は、薬事法等で定める管理薬剤師が負うものとされています。
- 『薬局、医薬品製造業、医薬品輸入販売業及び医薬品販売業の業務について（昭和55年10月9日厚生省）』や薬剤師法には、調剤録や処方せんを確実に保管することが義務付けられています。

◆情報の秘匿性が極めて大きい

薬局で取扱う個人情報は、過去の病歴や生活習慣などの情報が含まれるため、情報の秘匿性は極めて大きいものとなります。

薬局には

個人情報が集積していて



漏えい、不当な利用などにより
個人の権利利益が侵害された場合には
他の分野の情報に比べて

**被害者の苦痛が大きく
権利回復の困難さも大きい**

※薬局における個人情報の例

→調剤録・処方せん・薬剤服用歴・レセプト等

薬剤服用歴やレセプトの電子化に向けて
『個人情報漏えい保険』へのご加入をご検討ください

2. 個人情報が漏えいした場合に求められる対応

●被害者への対応

対応項目	求められる具体的な対応例	必要となる費用
1. 見舞品の購入と送付	被害者1名につき、500円の商品券を送付	見舞品代、郵送代、封筒代 等
2. 謝罪訪問	漏えいのきっかけとなる問い合わせをされた被害者(複数)へ訪問のうえ、謝罪	人件費、交通費 等
3. 謝罪広告の掲載	新聞(地方版)への広告記事を掲載、または当該薬局のホームページに謝罪文を掲載	新聞への広告掲載費、ホームページ作成費用等
4. 問い合わせ窓口の設置	業務に支障がないように、個別の問い合わせに対応できる専門スタッフを設置	コールセンターの設置費用、相談窓口常驻する要員の人件費 等
5. 各種対応のためのコンサルティング	地域での信用の低下や風評損害、集団訴訟等の可能性を回避するため、危機管理専門コンサルティング会社と契約	コンサルティング会社への危機管理コンサルティング費用の支払い 等

●訴訟になったら…

6. 損害賠償請求への対応	弁護士への相談とともに、和解金や損害賠償金の支払い	弁護士費用、裁判費用、損害賠償金 等
---------------	---------------------------	--------------------

3. 『個人情報漏えい保険』の特長

【日薬会員専用商品】ならではの商品内容

- | | | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------|
| 1 | 万一、店舗が管理する個人情報が漏えいした場合、被害者への損害賠償だけでなく、お詫び文書の発送など個人情報の漏えいで発生した費用もあわせて補償します。 | 5 | 使用人等の犯罪行為による漏えいも補償します。 |
| 2 | 死者の個人情報も補償します。(既に、お亡くなりになられた方の個人情報が漏えいした場合も補償します。) | 6 | 店舗ごとに、開設者、法人代表者または管理薬剤師にご加入いただきます。複数店舗を開設している場合は、全店舗が加入することが必要です。 |
| 3 | 個人情報漏えいの“おそれ”も補償対象となります。 | 7 | 保険料には団体割引20%が適用され割安です。 |
| 4 | 廃棄された個人情報の漏えいについても補償します。 | 8 | 企業情報も補償対象とします。 |
| | | 9 | 団体契約のため手続きは簡単です。 |

4. ご加入にあたって

〈1〉加入対象者

公益社団法人日本薬剤師会の正会員(薬剤師の会員)である開設者、法人代表者または管理薬剤師の方が対象になります。(保険契約者 公益社団法人日本薬剤師会)

〈2〉ご加入の単位

店舗単位でのご加入となります。

複数店舗を開設している場合は、各店舗ごとの管理薬剤師に店舗ごとにご加入いただきます。

〈3〉補償対象となる個人情報

薬局・店舗販売業等の業務に直接的に関連して、“店舗内”(注①)で取得した個人情報の漏えいを補償

(補償の対象となる個人情報の具体例)

- ・調剤に関して取得した個人情報(調剤録・処方せん・薬歴等)
- ・レセプト
- ・OTC薬の販売に関して取得した個人情報(OTC薬の販売記録等)
- ・上記以外の“店舗内”で管理している個人情報(顧客名簿・店舗の店頭で発行したポイントカード等)

補償の対象となる個人情報の例	補償の対象とならない個人情報の例(注②)
<ul style="list-style-type: none">・調剤録・処方せん・薬歴・レセプト・顧客名簿・OTC薬の販売記録・店舗で発行したポイントカード	<ul style="list-style-type: none">・商店街の共通ポイントカード・経営が異なる他の店舗でも使用可能なポイントカード

注①：“店舗内”とは、薬事法で届出を行った領域をいいます。

注②：補償の対象とならない個人情報

→ご加入いただいた“店舗内”の外でも使用可能なポイントカードの情報は、補償の対象となりません。

具体的には、商店街や地域共通のポイントカード、当該店舗の系列店以外でも使用可能なポイントカード等の個人情報の漏えいは補償対象となりません。

〈4〉複数店舗を開設している場合

(複数店舗を開設している場合のご加入条件)

- ・開設している全店舗が本保険に加入すること
- ・開設している店舗の売上高で1店舗ごとに加算すること

→上記以外、たとえば一部の店舗のみご加入いただく場合などで、本保険にご加入を希望される場合は、引受保険会社までお問い合わせください。引受保険会社より保険料や補償内容等をご連絡させていただきます。(6. ご加入方法をご参照ください)

5. 個人情報漏えい保険の補償内容

第三者への損害賠償に関する補償

偶然な事由により個人情報をお漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、この保険にご加入された日薬会員が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償

法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏えいが生じたことまたはそのおそれにより、この保険にご加入された日薬会員がブランド価値のき損を縮減する（ブランドプロテクト）ための措置を実施する場合には、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うことを要件として、それらの措置に要する費用について保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償金	被害者の精神的苦痛に対する慰謝料（漏えいした情報の内容により異なります。）や情報の漏えいにより生じた第三者の経済的な損失に対する損害賠償金等 ※示談等でもお支払いの対象となります。
弁護士費用等の争訟費用	弁護士着手金、成功報酬（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

ブランドプロテクト費用	謝罪会見・広告・文書費用	謝罪会見の実施、謝罪広告の作成、謝罪文書の作成、本人または家族への送付等に要した費用
	クレーム対応費用	損害賠償請求、漏えいした個人情報に関する開示請求、利用停止請求等を受理するために要する費用
	見舞品購入費用	個人情報がお漏えいされた本人に対する見舞品の購入費用（ただし、社会通念上、妥当な費用にかぎります。）
	コンサルティング費用	個人情報の漏えいの発生により各種の措置を行うために、有益な第三者のコンサルティング、類似の指導を受けるために要した費用

〈てん補限度額および補償内容〉

加入型	補償の種類と期間中てん補限度額（注①）	
	賠償 第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金 ○争訟費用保険金 （注②）（注④）（注⑤） 自己負担額：なし 「※今年度より自己負担額は撤廃となりました。」	費用 薬局のブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト費用保険金 （注③）（注④） 自己負担額：なし 「※今年度より、ブランドプロテクト費用保険金のてん補限度額が2倍になりました。 また、自己負担額は撤廃となりました。」
A型	1,000万円	1事故 100万円
B型	3,000万円	1事故 300万円
C型	5,000万円	1事故 500万円
D型	1億円	1事故 1,000万円

注①：「損害賠償保険金」「争訟費用保険金」「ブランドプロテクト費用保険金」はすべてを合算して「第三者への損害賠償に関する補償」の保険金額を限度とします。

注②：精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につきてん補限度額の5%を限度として保険金をお支払いします。

注③：ブランドプロテクト費用保険金については、縮小てん補割合90%（損害額×90%）でのお支払いになります。企業情報の漏えいについてはお支払対象外です。

注④：廃棄された後の情報漏えいについては、損害賠償保険金と争訟費用保険金：100%補償、ブランドプロテクト費用保険金：縮小てん補割合90%（損害額×90%）となります。

注⑤：企業情報が流出した場合の第三者への損害賠償に関する補償は、1,000万円となります（免責金額5万円）。

（情報の共同利用について）

複数店舗を開業し、個人情報の漏えいがいずれの店舗の業務遂行中に発生したものか不明である場合、各々の店舗のてん補限度額の最も高いてん補限度額を限度に補償（最も高いてん補限度額の加入型のてん補限度額で補償）します。また、複数店舗から同時に個人情報がお漏えいした場合の最大のてん補限度額は3億円となります。

6. ご加入方法

①本パンフレットをご覧ください。

パンフレットの記載内容につきご不明点がある場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

②複数店舗を開設している場合は、管理薬剤師が日薬正会員であるかをご確認ください。

管理薬剤師が日薬正会員であるか否かをご確認願います。
(複数店舗を開設されている場合は、全店舗の管理薬剤師が日薬正会員であることをご確認ください)

③全店舗の開設者、法人代表者または管理薬剤師が日薬正会員である。(日薬非会員の管理薬剤師は存在しない。)

左記フローにあてはまらない場合

④1店舗ごとの年間売上高(1店舗)

てん補限度額をご確認いただき、加入型をA型～D型の中からご選択ください。
※複数店舗加入の場合も店舗ごとに加入となります。

個別で見積もり

⑤同封の払込取扱票で最寄りの郵便局より保険料をお振込みください。

引受保険会社へお問い合わせください。引受保険会社より告知事項等申請書をお送りいたしますのでFAXにてご回答ください。
(後日、保険料をご連絡します。)

①店舗ごとに加入

②すべての管理薬剤師が日薬会員

上記①と②に該当する場合は、払込取扱票をご記入いただき、
A型～D型の年間保険料(8頁参照)をお振込みいただくだけで手続きが完了します。

払込取扱票の記入例

同封の郵便払込取扱票をご使用のうえ、もよりの郵便局よりお振り込みください。

郵便局で記入します。

加入者証が届くまではご加入の確認ができる控えとなりますので保険料振込後、大切に保管してください。

00	東京	払込取扱票																			
口座記号番号																					
0	0	1	9	0	8	5	7	5	2	9	7	金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
												料	備考	¥13200							
加入者名 公益社団法人 日本薬剤師会 個人情報												加入コース <input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 <input type="checkbox"/> C型 <input type="checkbox"/> D型									
住所等の変更時には、所属都道府県薬剤師会宛、必ず変更届をご提出願います。 ※同封の「個人情報漏洩保険のご案内」をよくお読みの上、お申込みください。												住所 勤務先住所 (郵便番号) 160-8389) 東京都新宿区四谷3-3-1 (電話番号) 03-3353-1190)									
店舖名 ニチャク薬局												日附印									
フリガナ ニチャク タロウ 日薬太郎												備考									
会員番号 2009215																					

各票の※印欄は、払込人において記載してください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第44932号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	1	9	0	8		
	5	7	5	2	9	7		
加入者名	公益社団法人 日本薬剤師会個人情報							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
払込人住所氏名	ニチャク薬局 日薬太郎							
(消費税込み) 料金	円							
備考	日附印							

記載事項を訂正した場合は、その箇所印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

打出し事項に誤りや変更がある場合は訂正してください。さらに所属の都道府県薬剤師会宛に変更届を提出してください。変更届が未提出の場合は、当保険に加入できない場合がありますのでご注意ください。

ご希望の契約種類にチェックしてください。

- ※日薬を退会されたり、この保険を途中で脱退される場合は、既に振込済の保険料は返金いたしません。
- ※保険料を誤って多く払込みされた場合、その差額から返金に要する費用を差し引いた額をご返金いたします。なお、差額によりご返金出来ない場合もあります。
- ※必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違していると保険契約が解除となる場合や保険金をお支払い出来ない場合があります。
- ※この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は、必ずお申し出ください。

※保険加入後、約2か月で損保ジャパンよりご契約住所(ご加入時の払込人住所氏名・通信欄記載の住所)に「加入者証」が直送されます。加入者証が届くまでは、振込時に郵便局より発行された受領証を保管しておいてください。

※今年度より、A4サイズの加入者証となっております。

※今年度より、払込取扱票の告知事項は廃止し、手続きが簡単になりました。

7. 個人情報漏えい保険Q&A (事故事例)

Q1. 薬局における個人情報とはどのようなものがありますか？

A1. 代表的な個人情報の例は以下のとおりです。

調剤録、処方せん、薬剤服用歴・レセプト・OTC薬の販売記録・アレルギーの有無や既往症などの情報・顧客台帳（住所・氏名・電話番号他）

パソコン上のデータにかぎらず、紙で管理される個人情報も対象となります。

お薬手帳を誤って別の患者に渡してしまった場合も対象となります。

Q2. 個人情報漏えい事故はどのようなケースで発生しているのでしょうか？

A2. こんな個人情報漏えい事故が起きています！

事例1

漏えい人数：およそ250人

調剤薬局の職員が自宅にパソコンを持ち帰る車の中、目を離した際パソコンの入ったバックごと盗難にあった。

事例2

漏えい人数：およそ2000人

顧客管理システムの不具合で、情報委託会社に顧客情報をデータで送ったが、委託会社の担当者がデータの入ったUSBを電車で置き忘れて紛失してしまった。パスワードはかかっていた。

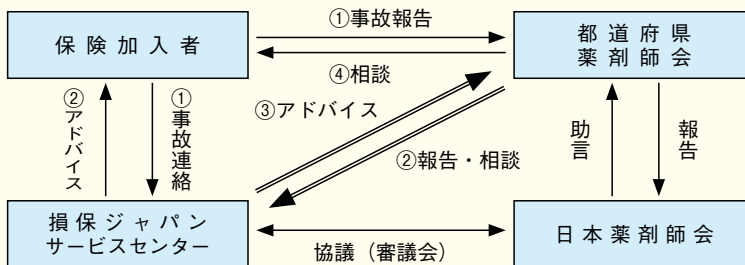
事例3

漏えい人数：1人

処方箋を誤って別の患者に渡してしまった。

Q3. 個人情報漏えい事故が発生した場合どうしたらよろしいでしょうか？

A3. 事故発生時のご対応については次のフローになります。



(1) 事故の連絡

第一報は事故発生後、できるだけ早く損保ジャパンサービスセンターおよび所属の都道府県薬剤師会へご連絡ください。

事故発生時の最初の対応は不明な点や不安点が多くあると思います。ご相談を受けた損保ジャパンサービスセンターでは専門担当者につながり事故発生時の対応や円満解決にむけたアドバイスなどをわかりやすくお伝えいたします。ご相談いただく連絡先は新たに送付される被保険者カードに記載されておりますので、ご確認ください。合わせて都道府県薬剤師会への事故報告もお願いします。

(2) 被害者への対応

最初の対応が一番重要となります。被害者への対応は以下のようなことが想定されます。

- ①見舞品の購入と送付
- ②謝罪訪問
- ③謝罪広告の掲載
- ④個人情報漏えいに関するお問い合わせ窓口の開設
- ⑤各種対応のためのコンサルティング
- ⑥訴訟の場合、損害賠償請求への対応

どのように進めていくべきか、随時損保ジャパンサービスセンターおよび所属の都道府県薬剤師会と連絡を取りながらご対応ください。(本保険では、保険会社が示談交渉を行うことができません。)

あらかじめ保険会社の承認を得ないで損害賠償を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

8. 年間保険料 ※今年度、保険料の引き下げを行いました。

本保険の年間保険料は、各店舗の前会計年度の年間売上高と加入型（てん補限度額）で下表のとおりとなります。複数店舗を開設している場合、各店舗ごとの年間売上高で1店舗ごとにご加入いただきます。

保険料単位：円・保険期間：1年間・団体割引：20%適用（注）

加入型		A型	B型	C型	D型
てん補限度額		賠償：1,000万円 費用：100万円	賠償：3,000万円 費用：300万円	賠償：5,000万円 費用：500万円	賠償：1億円 費用：1,000万円
年間売上高	～1.5億円	13,200	20,400	25,200	31,200
	～2億円				54,000
	～3億円		24,000	40,800	66,000
	～4億円	31,200	38,400	51,600	82,800
	～5億円	15,600	45,000	61,200	99,600
	～6億円	18,000	48,000	70,800	115,200
	～7億円	20,400	51,600	75,600	124,800
	～8億円	21,600	55,200	81,600	134,400
	～9億円	22,800	60,000	88,800	144,000
	～10億円	24,000	64,800	93,600	153,600
	10億円超 (1店舗)	25,200	98,400	163,200	

注：団体割引は本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降割引率に変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〈中途加入の場合〉

中途加入については、毎月20日締切（郵便局受付日）で翌月1日が中途加入日となります。保険期間は、中途加入日から平成25年9月1日までの短期契約となります。

中途加入日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日
中途加入の保険料	年間 $\frac{11}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{10}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{9}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{8}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{7}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{6}{12}$ 保険料の

中途加入日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日
中途加入の保険料	年間 $\frac{5}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{4}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{3}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{2}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{1}{12}$ 保険料の

〈中途加入の保険料例〉

平成24年12月1日に“**A型**”（売上高：1億円の店舗）に中途加入の場合： $13,200円 \times \frac{9}{12} = 9,900円$

（円単位に端数が生じた場合、1円単位を四捨五入して10円単位にしてください）

9. 保険金をお支払いしない主な場合

1. 直接であると間接であるとを問わず次に掲げる事由に起因する損害については保険金をお支払いしません。
 - (1) 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為
 - (2) 被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為
 - (3) 被保険者の犯罪行為
 - (4) 遡及日（＝初めて本保険にご加入いただいた加入日）より前に生じた個人情報の漏えい
 - (5) 被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い
 - (6) 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
 - (7) サーバに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないこと
 - (8) 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - (9) 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれ など
2. 次に掲げる損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。
 - (1) 個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
 - (2) 被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
 - (3) 被保険者が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 - (4) 被保険者が第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求 など
3. 被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害については保険金をお支払いしません。
 - (1) 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
 - (2) 被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者への提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止もしくは削除を行わない、またはそれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任 など

※被保険者とは、本保険に加入した公益社団法人 日本薬剤師会の会員である開設者、法人代表者または管理薬剤師のことをいいます。

10. ご加入にあたってのご注意事項

- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- ご加入者以外の被保険者（保険の対象となる方、補償を受けられる方など）にも、このパンフレットに記載

した内容をお伝えください。

- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入者カード等にてご確認ください。（中途加入の場合）

ご加入の際にご注意いただくこと

- ご加入の際には、払込取扱票の打出し内容をご記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、払込取扱票をご利用ください。
- この保険契約の保険料算出基礎となる数値について、正確にご確認いただきますようお願いいたします。
- 告知義務（ご契約締結時における注意事項）
 - (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

〈告知事項〉加入依頼書（払込取扱票）の記載事項
すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
加入依頼書（払込取扱票）の記載事項

その他ご注意いただくこと

通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、以下の告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書（払込取扱票）の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- （注）加入依頼書（払込取扱票）等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンから重要なお知らせができないことがあります。

加入店舗の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払できないことやご契約が解除されることがあります。ただし変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- ご契約を解約される場合には、損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。

- この保険はクーリングオフ制度の対象ではありません。

- 被保険者証は、保険加入後約2か月で引受保険会社から郵送します。保険契約満了まで大切に保管してくだ

さい。

また、3か月を経過しても届かない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

個人情報漏えい保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

- 個人情報の取扱い

団体契約の契約者である公益社団法人日本薬剤師会は、本契約に関する日薬会員の個人情報を、損保ジャパンに提供します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、引受保険会社のホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報

保護宣言をご覧ください。お問い合わせ先までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

万一事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに、所属の都道府県薬剤師会まで必ずご連絡ください。
- 賠償責任を負う事故が発生した場合には必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。（示談交渉を行うサービスはございません）
- 法律上の損害賠償責任が生じないにも関わらず、被害

者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。

- 事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金・その他費用をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※個人情報取扱事業者保険は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款に、個人情報取扱事業者特約、日本薬剤師会用追加特約（個人情報取扱事業者用）等を付帯した保険です。

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応をしなかった場合、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください
〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
〈3〉損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書 等
③	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
④	被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、被害者からの領収書（見舞金対応） 等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまでお問い合わせください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808 [ナビダイヤル] (受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで)

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートデスクへご連絡ください。

(フリーダイヤル) 0120-727-110

受付時間 ◆平日/午後5時から翌日午前9時まで

◆土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/24時間